

KNC NETWORK NEWS

2017年1月28日 発行

経営一言:強い思いや願いがあれば、そのための手段、方法は必ず考え出されてくる。
(松下 幸之助・パナソニック創業者)

ー所長コメント:「念ずれば通ず」「思えば成る」繰り返し、繰り返し唱え続けければ願い事が地となり身となって行動に変化が表われてくる。「一念岩をも通す」です。ー



(有)北野財経システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26
オリエンタル新大阪ビル707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://kncc.co.jp

気になる記事:TPP離脱・日本車標的・・・、トランプ政策対応急ぐ

トランプ氏は23日、環太平洋経済連携協定(TPP)から「永久に離脱する」とした大統領令に署名した。「米国第一」を掲げ、2国間の自由貿易協定(FTA)を軸とする通商戦略を本格的に始動させる。日本に対しては自動車に批判の矛先を向けて圧力をかける姿勢が鮮明だ、

カーテンの取得価格は部屋ごとに判定 《税務》

不動産貸付業を営む会社が賃貸マンションを新築し、カーテン代として1部屋あたり5万円、1戸に3部屋あるので一戸あたり15万円を支出したとします。この購入費用は、耐用年数に則って毎年減価償却するのではなく、取得した事業年度の損金にできます。

事業用として購入した10万円未満の減価償却資産は、取得時に一括で損金算入します。

カーテンは1枚で使うものではなく、ひとつの部屋で数枚を組み合わせ使用するものなので、取得価格が10万円未満であるかどうかは部屋ごとに判定します。3部屋合計で15万円支出していても、1部屋あたりのカーテン代が5万円なら取得価格は10万円未満とされます。

なお、法人税法の本則では10万円未満とされていますが、30万円未満の減価償却資産は年間の合計300万円まで一括損金にできる特例があります。

法人成りの設立登記前の損益は個人所得 《税務》

会社は設立登記によって法人格を取得し、事業年度が始まります。登記前に利益や損失が発生することがありますが、これらの損益は設立1期目のものとして税務申告します。

しかし、個人事業者が法人成したときは、会社設立前の損益は原則的にすべて個人のものとして申告します。例えば個人事業者が2月1日に株式会社の設立登記をしたなら、1月中の損益は代表者個人の所得にしなければなりません。

適材適所の基準 《経営》

「人が嫌いな事柄(仕事)で成功してしまう程の不幸は無い」という言葉を聞いたことがあります。例えば、人の体に触れたり、健康上の悩みを聞いたりすることは大嫌いな者が、たまたま学業優秀なために何となく医者になったとします。周囲の期待を裏切って、今さら簡単に別の仕事は選べません。

これと似たようなことは、企業経営においてもあります。例えば、高度な知識や特殊技能があつて次々にアイデアを出していた社員が経営者に評価され、早々と管理職に抜擢されたとします。喜ぶ者も多いでしょうが、中には管理職として部下を統率したり、中間管理者として調整したりすることが向かない者も多くいるでしょう。

人事異動の基本として、「適材適所」が重要と言われます。しかし、人事担当者は社員の行動結果を観察して判断しているかもしれませんが、性格・嗜好や将来の目標等を考慮することはあまりないでしょう。勿論、社員の好みに合わせた配置は簡単ではありません。また、そのようにすることが正しいわけではありません。大事なことは、成果や経歴だけで評価して配置したり、知識や技術レベル等だけを基準に肩書きを決めたりしないことです。適材適所は配置して終わりではなく、社員の足りない部分を会社が補佐し、自信のない時は暖かく励ます社風が求められます。

アパートの負担付贈与 《税務》

アパートを贈与すると、土地は「路線価」、建物は「固定資産税評価額」で一般的に評価し、売買価格(時価)よりも低い価格で贈与税が計算されます。ですが、建設などに掛かった負債金を一緒に贈与すると、不動産が時価で評価されるため、通常の贈与と比べて税金面で不利になります。

債務の負担を条件に贈与することを「負担付贈与」といいます。不動産の負担付贈与では時価そのままに評価され、高い税率が掛けられます。アパートの所有権移転とともに、入居者の敷金の返済義務を引き継がせるのも負担付贈与です。通常の贈与同様に相続税評価額で財産評価するには、入居者に返還すべき敷金の現金をアパート引継ぎと同時に贈与する必要があります。